

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり） 第一条から第二十条まで（現行のとおり） （保全事業の承認等） 第二十一条 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に基づく認証を受けた特定非営利活動法人であつて、知事が指定するものは、規則に定めるところにより、知事の承認を受けて、保全事業を行うことができる。 2及び3（現行のとおり） 第二十二條から第六十八條まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略） 第一条から第二十条まで（略） （保全事業の承認等） 第二十一条 公益法人等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に基づく公益法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に基づく認証を受けた特定非営利活動法人であつて、知事が指定するものに限る。）は、規則に定めるところにより、知事の承認を受けて、保全事業を行うことができる。 2及び3（略） 第二十二條から第六十八條まで（略）</p>